

奈良県立耳成高校同窓会 miminashi21 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は奈良県立耳成高校同窓会 miminashi21 と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は奈良県橿原市八木町3-1-3-2 奈良県立畝傍高校内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の友好と親睦を図り、母校の発展に寄与することを主たる目的とし、地域への貢献に努めるものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行うものとする。

- (1) 総会及び親睦会の開催
- (2) 会員名簿の作成及び維持管理
- (3) Web サイトの運営
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(運営の原則)

第6条 本会は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第7条 本会の会員はつぎの2種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(正会員)

第8条 正会員は次に該当するものとする。

- (1) 奈良県立耳成高校を卒業したもの

(特別会員)

第9条 特別会員は次の2種類のいずれかに該当するものとする。

- (1) 奈良県立耳成高校の現旧職員
- (2) 奈良県立耳成高校または本会に対する功労者で、正会員2名以上の推薦を受け理事会で承認を得たもの

(会費の納入)

第10条 正会員及び特別会員は別に定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第11条 本会の総会は正会員、特別会員を持って構成する。

(総会の招集)

第12条 総会は、毎年1回以上開催しなければならない。

2. 総会は毎年3月第3日曜日に開催する。
3. 前項とは別に理事会が招集の必要を決議したときは会長がこれを召集することができる。

(総会の決議等)

第13条 総会は総会開催予定日の14日前までに正会員及び特別会員に対して期日、場所、議案を告知することによって成立する。その議決は出席会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。ただし、次の各号に掲げるものに関しては特別決議事項とし、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 残余財産の処分

(総会の決議事項)

第14条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告並びに収支決算の承認
- (4) 役員の承認及び解任
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (6) その他特に重要な事項

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については総会の終了後遅滞なく次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日程及び場所
 - (2) 会員数
 - (3) 出席者数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
2. 議事録には出席した会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない

第4章 役員

(役員の種類及び数)

第16条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上4名以内
- (3) 理事 6名以上12名以内
- (4) 会計 2名以上3名以内
- (5) 年次役員 各年次1名
- (6) 監査役 2名又は3名

(役員資格及び任免)

第17条 本会の役員への就任資格は次のとおりとする。

- (1) 会長 正会員であることを要する
- (2) 副会長 正会員及び特別会員、ただし過半数が正会員であることを要する
- (3) 理事 正会員及び特別会員、ただし過半数が正会員であることを要する
- (4) 会計 正会員及び特別会員、ただし過半数が正会員であることを要する
- (5) 年次役員 正会員であることを要する
- (6) 監査役 会員であることを必要としない

2. 役員は総会において承認及び解任されるもとし、選任の方法については別に定めるものとする。

(役員任期)

第18条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 会長については1期2年とする。ただし再任を妨げない
- (2) 副会長、理事、会計、年次役員、監査役については1期1年とする。ただし再任を妨げない
- (3) 役員任期は本会の事業年度に順ずるものとし、増員又は補充のため選任されたものの任期は前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする

(役員職務)

第19条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐して会務をつかさどり、会長に事故があるとき、又はかけたときには、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又は代行する
- (3) 理事は会長、副会長を補佐し、会務を分掌する
- (4) 会計は会長、副会長を補佐し、本会の予算、決算その他会計に関する会務を分掌する
- (5) 年次役員はその年次の会員を代表し、他の役員とともに本会運営にあたる
- (6) 監査役は業務の執行及び会計の状況を監査し、報告する

(役員報酬)

第20条 役員には、報酬を支給しない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第21条 本会の役員会は会長、副会長、理事、会計及び年次役員を持って構成する。

2. 監査役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、1年に1回以上会長がこれを召集する。

2. 役員会構成員の3分の1以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し会長に役員会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定により請求した場合において、正当なる理由なく、請求の日から2週間以内に会長が召集しなかったときは、当該請求者により、役員会を招集することができる。

(役員会の議長)

第23条 役員会の議長は会長又は会長の指名したものがこれにあたる。

(役員会の決議)

第24条 役員会は、その構成員の過半数の出席によって成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれを決す。ただし総会において特別決議を要する事項についての決議は、出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれを決す。

(役員会の決議事項)

第25条 役員会は次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他特に必要と認められた事項

(書面表決等)

第26条 役員は、やむを得ない理由のため役員会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の規定に基づき、書面表決又は、表決の委任をしたものは、第24条の規定の適用については、会議に出席したものと同みなす。

(役員会の議事録)

第27条 役員会の議事については役員会の終了後遅滞なくつぎの各号を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 役員数
- (3) 会議に出席した役員の名（書面表決者等を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

2. 議事録には出席した理事の中から、その役員会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会の理事会は会長、副会長、理事及び会計を持って構成する。

2. 監査役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、6ヶ月に1回以上会長がこれを召集する。

2. 理事会構成員の3分の1以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し会長に理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定により請求した場合において、正当なる理由なく、請求の日から2週間以内に会長が召集しなかったときは、当該請求者により、理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は会長又は会長の指名したものがこれにあたる。

(理事会の決議)

第31条 理事会は、その構成員の過半数の出席によって成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれを決す。ただし総会における特別決議を要する事項についての決議は、出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれを決す。

(理事会の決議事項)

第32条 理事会は次の事項を審議処理する。

- (1) 役員会に提出する議案
- (2) 総会、役員会から委託された事項
- (3) その他会務執行に必要な事項

(書面表決等)

第33条 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の規定に基づき、書面表決又は、表決の委任をしたものは、第31条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については理事会の終了後遅滞なく次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 理事会構成員数
- (3) 会議に出席した役員の名 (書面表決者等を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

2. 議事録には出席した理事の中から、その理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない

第7章 委員会

(委員会の設置)

第35条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため会長が理事会の承認を経て委員会を設置する。

(委員会の構成)

第36条 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は理事のうちから会長が理事会の承認を経て委嘱し、副委員長及び委員は会員のうちから、会長が理事会の承認を経て任命する。

第8章 資産及び会計

(収支)

第37条 本会の資産は、会費その他の収入をもって構成する。

2. 本会の経費は、資産をもってこれにあてる。

(会計区分)

第38条 本会の会計は、事業年度毎に一般会計及び特別会計の2種類に区分して処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
3. 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

(資産の団体性)

第39条 本会の会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第9章 管理

(会則等の備置)

第40条 会長は、会則その他諸規定及び会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を事務所におかなければならない。

(報告書類の提出)

第41条 会長は、総会の会日の1週間前までに、前年度に係る次の各号の書類を作成し、当該年度の監査役に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 会計報告書

2. 前項に規定する書類の送付を受けた当該年度監査役は、厳正なる監査を行い、総会の前日までに意見書を作成し、会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前項の意見書を添えて、第1項の書類を総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(書類の閲覧)

- 第42条 会員は、第40条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。
2. 会長は正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第10章 解 散

(解散事由)

- 第43条 本会は、次の事由により解散する。
(1) 破産
(2) 総会の決議

(残余財産の処分)

- 第44条 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の決議により帰属権利者を定める。

(精算人)

- 第45条 本会の解散に際しては、解散の日を含む年度の役員全員が清算人となり、清算事務を処理する。

第11章 雑 則

(施行規則等)

- 第46条 本会は、本会則の運用を円滑にするため、本会則に定めのあるもののほか、理事会の議決を経て施行に関する規程等を定める。

- 第47条 会則第3条以下の事項とその他の規定については、今後の様々な状況に合わせ各規定を参考としながらも、役員により主旨を遂行するために柔軟に活動できる事とする。

附則

1. この会則は2004年7月11日より施行する。
2. 1986年4月1日付で発効された会則は2004年7月10日をもって廃止する。
3. この会則の発効に伴い、次の各号の経過措置を行う。
 - (1) 2004年度に選出された会長の任期は2005年12月31日までとする。
 - (2) 2004年に選出された役員の任期は2004年12月31日までとする。
 - (3) 2004年度の事業年度は、2004年4月1日から2004年12月31日までとする。

附則

1. 一部改定(2005年7月10日施行) 第1条 名称の決定

附則

1. 一部改定(2006年3月19日施行) 第47条の追加
(2006年4月1日施行) 第2条事務所の変更